

制定	1991年	8月	27日
改正	1992年	12月	21日
改正	1994年	12月	21日
改正	1997年	12月	20日
改正	2002年	12月	21日
改正	2012年	12月	17日
改正	2013年	12月	17日

# 日本液体微粒化学会 会則

日本液体微粒化学会

## 第1章 総則

### 第1条

本会は、日本液体微粒化学会（Institute for Liquid Atomization and Spray Systems-Japan）と称する。

### 第2条

本会は、液体の微粒化に関する科学技術の振興をはかるとともに、会員相互および諸外国の液体微粒化研究組織との交流をはかることを目的とする。

### 第3条

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 研究会、講演討論会、講習会、見学会などを開催する。
2. 液体の微粒化に関する科学技術の情報を提供する。
3. 各国の液体微粒化組織と情報交換、研究交流を行う。
4. 国際液体微粒化会議（International Conference on Liquid Atomization and Spray Systems, 略称 ICLASS）の開催に協力する。
5. その他、本会の目的を達するために必要な活動を行う。

### 第4条

本会の事業および会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第2章 会員

### 第5条

本会の会員は、正会員、学生員、維持会員および名誉会員とする。

### 第6条

正会員と学生員は、本会の主旨に賛同して入会した個人とし、個人会員と称する。

### 第7条

維持会員は、本会の事業に賛同する団体であり、第12条で定める理事会の承認を得たものとする。また、維持会

員は、細則3. に定める特別会員若干名を指名する。

### 第8条

名誉会員は、本会の目的達成のために多大な貢献をなした者とする。下記のいずれかの項目を満足する正会員の中から理事会が推薦し、総会で承認を得て決定する。

1. 微粒化の研究および技術に関する功績が顕著な者
2. 本会の発展に特に功労があった者

## 第3章 組織

### 第9条

1. 本会に役員として、会長1名、副会長2名、それらを含む理事20名以上30名以内および監査2名をおく。
2. 本会に顧問若干名をおくことができる。

### 第10条

会長は、本会を代表して会務を統べる。副会長および理事は、会長を補佐して本会の運営にあたり、会長不在のときは副会長がその職務を代行する。監査は、本会の経理を監督し、決算を監査する。会長は、必要に応じて顧問に助言を求めることができる。

### 第11条

1. 役員の選出は、別に定める規定に従って行い、その就任は総会の承認の上で行う。
2. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。また、役員は任期終了後も後任者の就任まで職務を行う。
3. 役員に欠員が生じ、会長が補充を必要とすると認めた場合および役員の改選の期日以前に会長が役員の増員を必要とすると認めた場合も、第11条の1項に従うものとする。補充または増員された役員の任期は、現任者の任期の間とする。
4. 顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。顧問の任期は、当該理事会の任期中とする。

### 第12条

1. 本会の中心機関として第9条に定める役員から構成さ

- れる理事会をおき、会務を処理する。
2. 理事会は、会長がこれを招集する。
  3. 理事会は、必要に応じて委員会を設置し、会務の一部を処理させることができる。

## 第4章 総会

### 第13条

1. 総会は、会員により、少なくとも毎年1回開催され、前年度活動報告、収支決算報告、役員承認、事業計画および収支予算案、その他重要事項の議題について議決する。
2. 総会の議長は、開催の都度、出席者のうちから選出する。
3. 総会が事業年度終了以前の1箇月以内に開催される場合、直近の期日までの中間収支決算報告に期末における収支決算予測を加えて、当該事業年度の収支決算報告とすることができる。

### 第14条

総会は、会員の3分の1以上の出席（書面による参加を含む）をもって成立し、総会の議決は出席者の過半数によって決する。ただし、本会則を変更する場合、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

### 第15条

理事会は、総会の開催日時、場所および提出する議題を決定する。

## 第5章 会計

### 第16条

本会の経費は、会費とその他の収入によって支弁する。

### 第17条

個人会員と維持会員は、細則2.に定める会費を納めなければならない。なお、名誉会員は、会費を免除される。

### 第18条

理事会は、事業年度終了後、収支決算書、活動報告書を作成し、監査の承認を受けなければならない。

## 第6章 国際連携活動

### 第19条

国際液体微粒化学会評議会(International Council of Institute for Liquid Atomization and Spray Systems,

ILASS-International)の下部組織であるアジア地域液体微粒化学会評議会(ILASS-Asia)に会員代表者若干名が出席する。

## 付則

会則は、本会総会において議決された日から施行する。

制定	1992年12月21日
改正	1993年4月5日
改正	1994年12月21日
改正	2007年12月20日
改正	2014年12月19日
改正	2015年12月17日

## 日本液体微粒化学会 細則

1. 本細則は、特に定めがある場合を除き、理事会の議決によって策定、変更する。
2. 会費は以下の通りとする。
  - 2.1 正会員は、年額3,000円
  - 2.2 学生会員は、年額1,000円
  - 2.3 維持会員は、1口につき年額30,000円
  - 2.4 名誉会員は、無料
3. 維持会員が指名する特別会員の数は、会費1口につき1名以内とするが、本会開催事業に会員の資格で参加できる人数は若干名とする。
4. 会員の入会は、所定の入会申込書を提出し、退会は、会費を完納のうえ、退会届を提出し、それぞれ理事会の承認を受けなければならない。
5. 会費は、当該会計年度の3月末日までに徴収することを原則とし、2年度にわたって会費を滞納した者は通告のうえ、理事会の議を経て除籍する。
6. 本会は、以下に事務局をおく。

〒554-0022  
大阪市此花区春日出中2-14-9  
(株) 学術出版印刷  
Phone : 06-6466-1588  
Fax : 06-6463-2522  
E-mail : gakujutsu@msi.biglobe.ne.jp